

新	旧
<p>(特定累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲を超える場合の取扱い)</p> <p>第5条の5 当社は、お客様の非課税口座に設けられた特定累積投資勘定においては、お客様が当社と締結した累積投資契約に基づいて定期的に継続して取得する上場株式等が、第5条の3に定める特定累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲を超える場合、超えることとなるときに取得する当該上場株式等を全て特定非課税管理勘定において受け入れます。ただし、本項に基づき、当該上場株式等を特定非課税管理勘定に受け入れた場合に、第5条の4に定める特定非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲を超えることとなるときには、お客様は当該上場株式等を取得せず、当社はお客様と締結した累積投資契約に基づく当該上場株式等の買付を行わないこととします。</p> <p>2 当社は、お客様の非課税口座に設けられた特定累積投資勘定においては、お客様が当社と締結した累積投資契約に基づいて分配金再投資により取得する上場株式等が、第3条の3に定める勘定設定期間内の各年において、第5条の3に定める特定累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲から、その年において特定累積投資勘定において定期的に継続して取得する予定の上場株式等の取得対価の額の合計を控除した金額を超える場合には、超えることとなる当該上場株式等を特定非課税管理勘定において受け入れます。ただし、本項に基づき、当該上場株式等を特定非課税管理勘定に受け入れた場合に、第5条の4に定める特定非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲を超えることとなるときには、当社は、超えることとなる当該上場株式等を特定口座又は一般口座において受け入れます。</p>	<p>(新設)</p>
<p>(特定非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲を超える場合の取扱い)</p> <p>第5条の6 当社は、お客様が当社に対して、お客様の非課税口座に設けられた特定非課税管理勘定における上場株式等の買付等（当社がお客様と締結した累積投資契約に基づいて定期的に継続して行う上場株式等の買付を含みます。）に係る注文等を行い、これにより取得した当該上場株式等が、第5条の4に定める特定非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲を超える場合には、超えることとなるときに取得する当該上場株式等を全て特定口座又は一般口座に受け入れるものとします。なお、取得対価の額の合計にあたっては、株式等は単元株数、投資信託等は取引単位数量により計算を行います。</p> <p>附則 この約款は、2024年5月13日より適用させていただきます。</p>	<p>(新設)</p>
<p>附則 この約款は、2024年5月13日より適用させていただきます。</p>	<p>附則 この約款は、2024年1月1日より適用させていただきます</p>